

小樽商科大学新型コロナウイルス対策緊急給付型奨学金 募集要項

1. 目的

昨今の新型コロナウイルス感染拡大に係る影響を受け、学資負担者の収入減少や、アルバイト先が休業するなどの理由で収入が激減し、学業の継続に支障をきたしている学生に対する経済支援策として、本学独自の給付型奨学金を設立し、簡素な仕組みで迅速かつ的確に学生への支援を行う。

2. 対象学生

本学の学生（正規生）のうち、申請時点で以下のいずれかに該当し、受給を希望する者。

- ①令和2年度前期に、授業料免除（高等教育修学支援新制度または本学の基準によるもののいずれでも可）または授業料の徴収猶予を申請していること、もしくは、家計急変により申請する予定があること
- ②申請者本人の収入の急激な減少により、学業の継続に支障をきたしていることが明らかであること

（注）本給付奨学金の給付後、別途大学が指定する期日までに①、②に該当する事由が確認できない場合、給付額の全部の返還を求める場合がある。また、懲戒処分の対象となることもある。

3. 給付人数

申請のあった者の中から学長が決定する。

4. 給付金額

給付金額は、学生1人あたり3万円とし、学生1名につき1回限りの給付とする。

5. 審査方法

申請に基づき学長が決定する。

6. 申請手続き

「小樽商科大学 新型コロナウイルス対策緊急給付型奨学金 申請書」に必要事項を記載のうえ、「新型コロナウイルス対策緊急給付型奨学金 申請理由書」を添付して申請するものとする。また、「2. 対象学生」の②に該当する場合は、申請者本人の収入の急激な減少が生じたことがわかる書類の写し（給与明細やアルバイト先からの振込、日付、金額がわかる通帳のコピーなど）を申請時または申請後遅滞なく提出するものとする。

なお、申請者の経済的困窮度の確認等のため、必要に応じて上記以外の書類の提出を求める場合がある。

7. 申請期限

当面の申請期限は以下のとおり。ただし、申請者数の状況等を踏まえ、申請期限を別に設けることがある。

- (1) 第1回申請期限は5月29日（金）
- (2) 第2回申請期限は6月15日（月）

8. 給付方法・時期

- (1) 給付決定後、本学の授業料引落口座として登録している振込口座に振り込む。
- (2) 給付時期（ただし、申請者数の状況等を踏まえ、給付日を別に設けることがある。）
 - ①第1回振込は6月中旬を予定。
 - ②第2回振込は6月下旬を予定。

9. その他

本給付奨学金の用途について、おって確認する場合があるので、留意すること。

また、本給付奨学金の申請または受給に関して不正があった場合は、返還を求めるとともに、「小樽商科大学学生懲戒規程」及び「学生の懲戒処分に関する指針」に基づき、懲戒又は教育的措置をとることがあるので注意すること。